

瀬戸市告示第17号

瀬戸市子ども若者家庭センター条例（令和6年瀬戸市条例第35号）に規定する瀬戸市子ども若者家庭センターの開庁時間及び閉庁日は、次の表に掲げるとおりとする。

令和7年3月10日

瀬戸市長 川本雅之

名称	開庁時間	閉庁日
瀬戸市子ども若者家庭センター（瀬戸市川端町1丁目31番地）	午前8時30分から午後5時15分まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
瀬戸市子ども若者家庭センター（瀬戸市栄町45番地）	午前9時15分から午後6時まで	(1) 日曜日及び土曜日（第1日曜日及び第3土曜日を除く。） (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

する法律に規定する休日

(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）